

日本に入国される際には

肉製品の有無を確認するため

荷物の中を
拝見

することがあります

ご理解とご協力
お願い申し上げます

海外から畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金の対象になります。
畜産物には、加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。

農林水産省動物検疫所

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

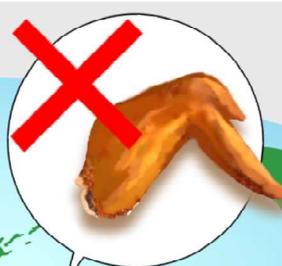
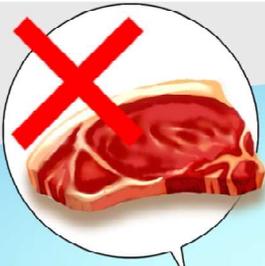


農林水産省

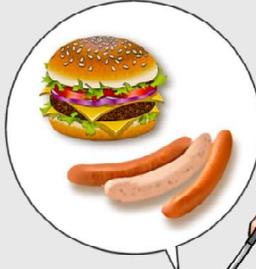
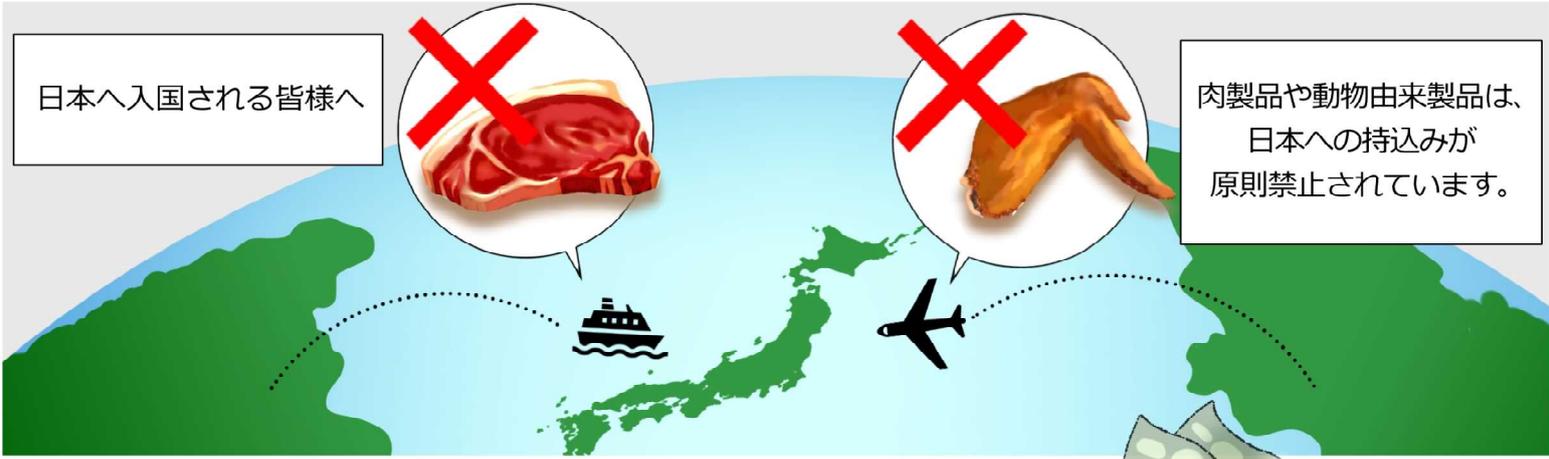


動物検疫 植物防疫

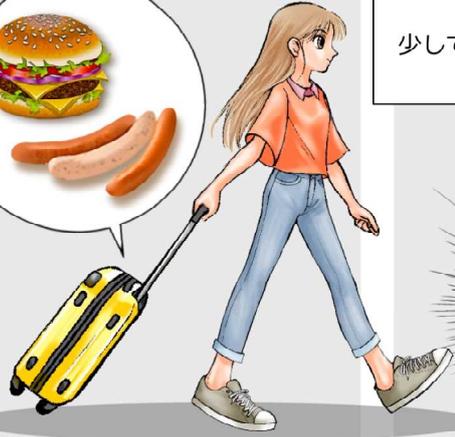
日本へ入国される皆様へ



肉製品や動物由来製品は、
日本への持込みが
原則禁止されています。



少しでも肉を含むものは



罰則の対象です。

海外で使用して汚れた
作業着、長靴等



持ってこないでください。



**畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は
300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金
の対象となります。**

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所

<https://www.maff.go.jp/aqs>



実は身近にある輸入禁止品

植物検疫という耳馴染みがなく、多くの人には関係のない話だと思われるかもしれませんが、しかし、病害虫は広範囲に潜んでおり、お持ちの植物も輸入禁止品の可能性があります。

以下の地域からは

ほとんどの果実・果菜類が輸入禁止!

■ チチュウカイミバエやミカンコミバエの発生地域



主な禁止品



以下の地域では

コドリングアが発生、ナシなどが輸入禁止!

■ コドリングアの発生地域

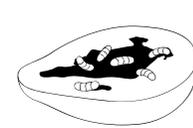


主な禁止品

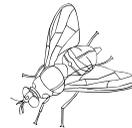


植物検疫とは?

海外で買ったおいしい果物や、きれいな観葉植物。もし、それらに病害虫がついていて、そのまま日本に持ち込んでしまうと、農業に大きな打撃を与える恐れがあります。



ミバエ類の幼虫



ミカンコミバエ



コドリングアの幼虫

植物検疫は、海外からの病害虫の侵入・まん延を防いでいます。日本の農業と緑を守るために、一人ひとりのご協力が必要です。

検疫カウンターにお立ち寄りください

植物類をお持ちの場合は、税関検査の前に「植物検疫カウンター」へ。



植物防疫所お問い合わせ先

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 横浜植物防疫所 — 045-211-7153 | 神戸植物防疫所 — 078-331-2386 |
| - 新千歳空港出張所 — 0123-24-6154 | - 関西空港支所 — 072-455-1936 |
| - 成田支所第1PTB — 0476-32-6694 | 門司植物防疫所 — 093-321-2601 |
| - 第2PTB 第3PTB — 0476-34-2352 | - 福岡支所 — 092-291-2504 |
| - 羽田空港支所 — 03-5757-9790 | - 福岡空港出張所 — 092-477-7575 |
| 名古屋植物防疫所 — 052-651-0112 | 那覇植物防疫事務所 — 098-868-2850 |
| - 中部空港支所 — 0569-38-8433 | - 那覇空港出張所 — 098-857-0054 |

植物や昆虫の持ち込みには植物検疫以外の規制もあります

ワシントン条約について

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
TEL: 03-3501-1723

生きた昆虫類の持ち込みについて

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 TEL: 03-3581-3351 (代表)

この中に、違反をしている人がいます。

ヒント：植物の持ち込みについて



持ち込めない植物や

検査証明書が必要な植物があります。

違法な持ち込みは罰則の対象です。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられる場合があります。

農林水産省
植物防疫所



植物お持ち帰りルート

日本に植物を持ち込む際の条件と手続きの流れをご案内します。検疫に関する規律の道を辿り、旅先から植物を持って帰ろう。

スタート！

果物・花・豆・コメ・香辛料・漢方薬などの植物を持っている

はい
いいえ

一覧から地域を選んで確認したところ、持ち込むことができない**輸入禁止品**に当てはまった



旅行者用簡易検索情報
持ち込みたい植物を簡単にチェック！

はい
いいえ

× 輸入禁止品！

輸入禁止品を日本に持ち込むことはできません。**日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域**から、特定の植物を持ち込むことは禁止されています。

※法律で指定された病害虫そのものや、土も輸入禁止品です。
※違反した場合は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられる場合があります。



！確認

- ✓ 輸入検査を受けなくてはならない？
- ✓ 検査証明書は必要？



輸入検査の対象と
ならない植物について



検査証明書の要否
について

ご不明な点があれば植物防疫所にご相談ください



そのまま税関検査へお進みください

輸入検査が必要な植物に当てはまった

はい
いいえ

検査証明書が必要な植物に当てはまった

はい
いいえ

検査証明書を持っている

はい
いいえ

輸入検査を受けて病害虫が発見された

はい
いいえ

× 持ち込み不可！

検査証明書が添付されていない植物は、日本に持ち込むことができません。次回は、**輸出国で証明書を取得して**から日本に入国してください。

検査で病害虫が発見された場合は、持ち込むことができません。

○ 輸入可能！

検疫を経て日本に持ち帰ることができました。お疲れさまでした！

○ 検査不要！

家具や製茶のように**高度に加工されたもの**、**小売用の容器に密封されているもの**などは、検疫の対象なりません。

